

石川県公報

令和 8 年 3 月 31 日 (火曜日)

号 外

(第 24 号)

目 次

教育委員会	
○教育長に対する権限委任規則等の一部を改正する等の規則	1
○石川県立学校教職員結核管理規則を廃止する規則	2
○石川県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則	2
○教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則	2
○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	2
○石川県立学校処務規程の一部改正	2
○石川県教育委員会文書管理規程の一部改正	3
○電磁的記録を使用して行うことができる保存等の廃止	4

教 育 委 員 会

教育長に対する権限委任規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

教育長に対する権限委任規則等の一部を改正する等の規則

(教育長に対する権限委任規則の一部改正)

第一条 教育長に対する権限委任規則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

(教育長専決に関する規則の一部改正)

第二条 教育長専決に関する規則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

(石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第三条 石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表教育政策課の項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

(石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止)

第四条 石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十九年石川県教育委員会規則第十号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止に伴う経過措置)

2 第四条の規定による廃止前の石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第一条に規定する公益信託で公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第二条第二項に規定する旧法公益信託であるものに係る許可及び監督に関する手続については、なお従前の例による。

石川県立学校教職員結核管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

石川県立学校教職員結核管理規則を廃止する規則

石川県立学校教職員結核管理規則(昭和三十四年石川県教育委員会規則第三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第三号

石川県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会聴聞規則(平成六年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

第三条第二項中「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第四号

教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の

利用に関する条例施行規則を廃止する規則

教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年石川県教育委員会規則第五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石川 県 教 育 委 員 会

別表第2本庁の課長の共通的専決事項の表第20号(2)及び別表第4出先機関等の長の共通的専決事項の表第14号(2)中「承認」の下に「及び同条第二項の部分休業簿の受理」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第2号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第52条中「石川県教育委員会事務局長職務規程」の下に「(昭和四十一年石川県教育委員会訓令第11号)」を加える。

別表第2第11号(2)中「承認」の次に「及び同条第2項の部分休業簿の受理」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第2条第5号中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同条中第7号及び第8号を削り、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(7) 電磁的記録媒体 電磁的記録に係る記録媒体をいう。

第14条第2項中「電子文書を除く文書」を「文書（電磁的記録を除く。）」に改める。

第19条中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 起案文書には、伺い文その他総務課長又は教育政策課長が別に定める事項を記載しなければならない。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第27条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第31条第6項中「電子署名」を「前項に定めるもののほか、電子署名」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 電子契約（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成される契約をいう。）における電子署名の取扱いについては、総務課長又は教育政策課長が別に定める。

第33条第1項中「電子文書」を「電磁的記録」に改める。

第35条（見出しを含む。）中「電子文書」を「電子メールによる電磁的記録」に改める。

第40条中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条に次の1項を加える。

2 未完結文書（電磁的記録に限る。）は、所属において整理し、総務課長又は教育政策課長が別に定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により保存しなければならない。

第41条中「完結文書」の次に「(電磁的記録を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 完結文書（電磁的記録に限る。）は、総務課長又は教育政策課長が別に定める方法により分類整理しなければならない。

第43条第1項中「以下この条及び第48条」を「次項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 完結文書（保存期間が1年以上の電磁的記録に限る。）は、文書管理システムにより整理し、及び保存しなければならない。ただし、文書管理システムにより難いとき又はこれによることが適当と認められないときは、所属において整理し、消滅、改ざん、漏えい等が生じないよう、総務課長又は教育政策課長が別に定めるところにより、第40条第2項に規定する方法により保存することができる。

第44条及び第45条を次のように改める。

第44条及び第45条 削除

第46条第3項中「第43条」を「第43条第1項又は第2項」に改め、「完結文書」の次に「(電磁的記録を除く。)」を

加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第43条第4項の規定により完結文書（保存期間が1年以上の電磁的記録に限る。）を整理するときは、総務課長又は教育政策課長が別に定める方法により、文書の検索を行うことができるようにしなければならない。
- 第48条第2項を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

石川県教育委員会告示第9号

電磁的記録を使用して行うことができる保存等（平成18年石川県教育委員会告示第6号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会